

体調不良者発生時の本人対応及び団体対応

第1版

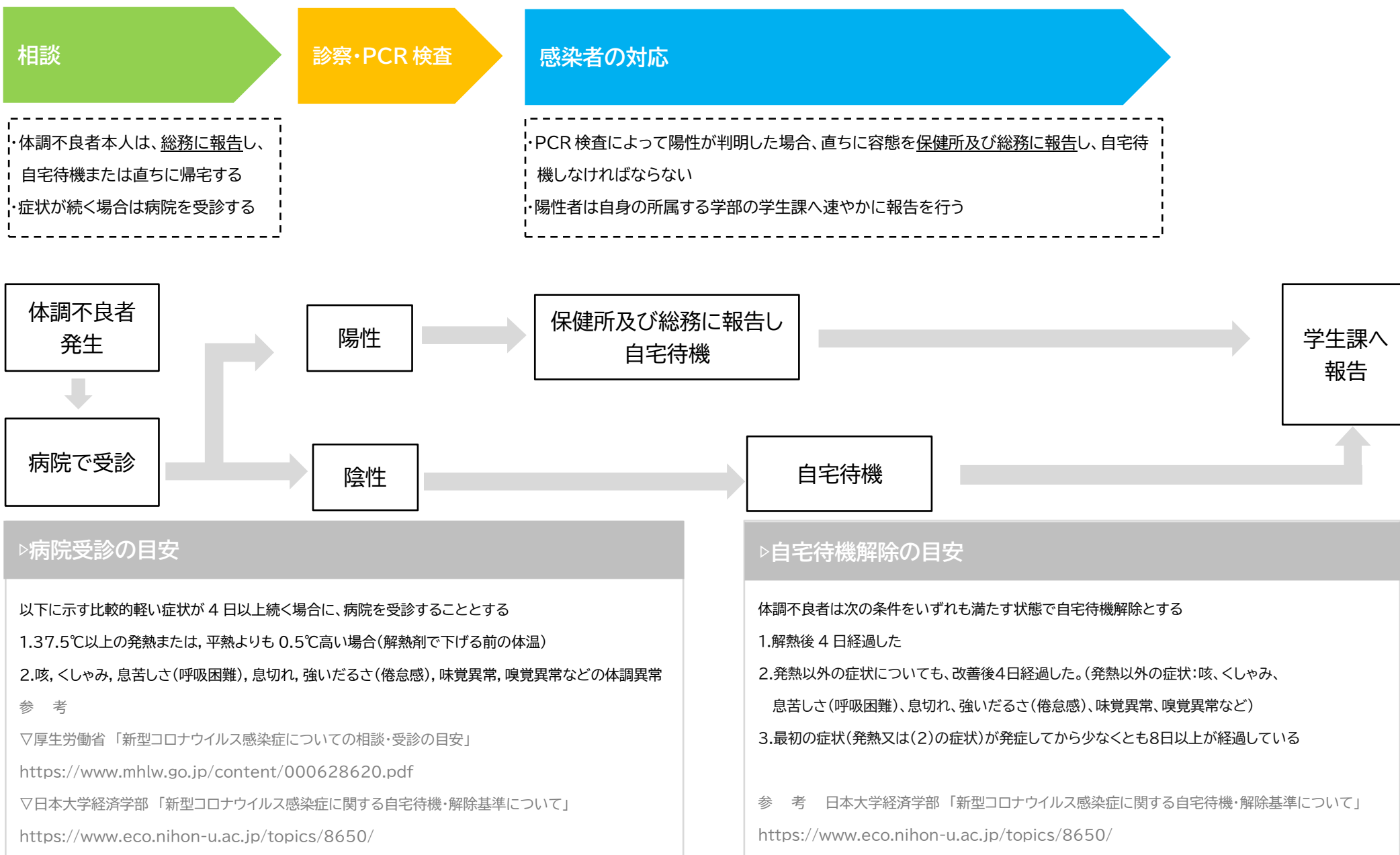
日本大学吹奏楽研究会

責任者 赤堀 宙

作成日 2021年 11月 4日

体調不良者発生時の本人対応

▶研究会内で体調不良者が発生した場合、当研究会は以下の手順で対応を行う



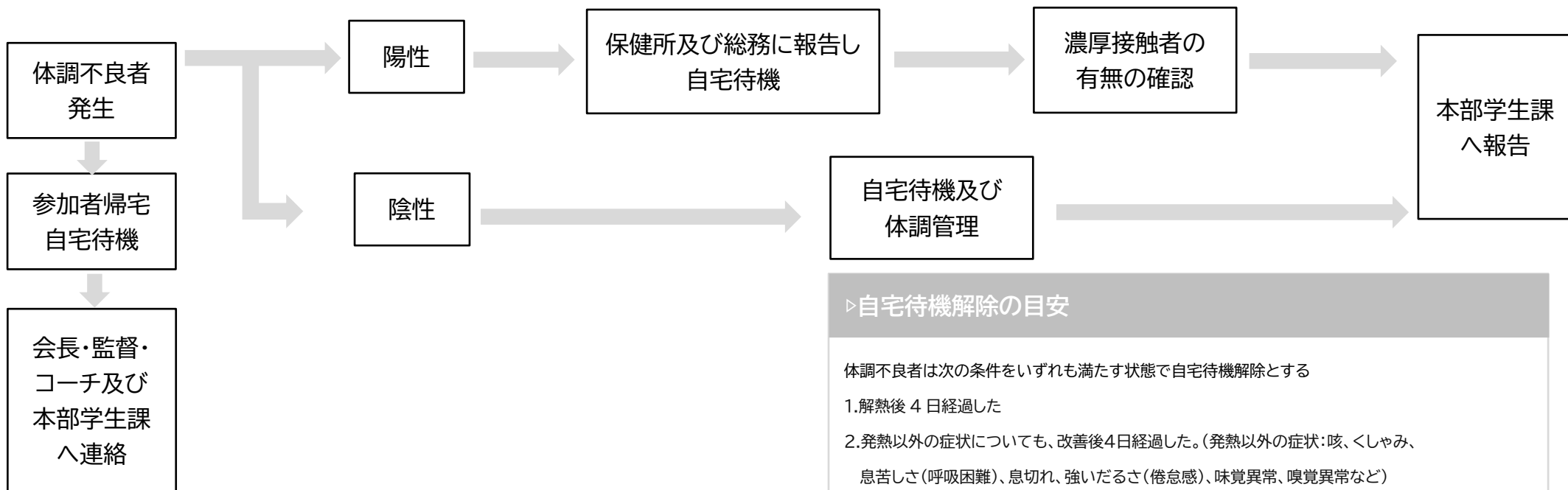
体調不良者発生時の団体対応

▶活動中及び帰宅後に体調不良者が発生した場合、当研究会は以下の手順で対応を行う



- ・体調不良者及び練習参加者を帰宅させ、その日の練習を中止する
- ・総務は、会長・監督・コーチ及び本部学生課へ報告し、以後事象に変化があったときは適宜連絡をする
- ・感染疑い者で、現住所にて保護者の養護を受けられない者については、総務が保護者に連絡し、状況を報告する

- ・PCR 検査によって陽性が判明した場合、直ちに容態を保健所及び総務に報告し、自宅待機しなければならない
- ・濃厚接触者の選定は、保健所の回答を参考に行うが、保健所の選定が行われない場合については、「要観察対象者」(濃厚接触の疑いあり)に該当するか判断し、本部学生課と各学部の学生課へ状況を報告する(※別途資料参考)
- ・濃厚接触者は及び要観察対象者は直ちに PCR 検査を行う
- ・全ての感染者及び濃厚接触者、要観察対象者が陰性となるまで、活動は停止となる



▶自宅待機解除の目安

体調不良者は次の条件をいずれも満たす状態で自宅待機解除とする

1. 解熱後 4 日経過した
2. 発熱以外の症状についても、改善後 4 日経過した。(発熱以外の症状: 咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、味覚異常、嗅覚異常など)
3. 最初の症状(発熱又は(2)の症状)が発症してから少なくとも 8 日以上が経過している

参 考 日本大学経済学部「新型コロナウイルス感染症に関する自宅待機・解除基準について」

<https://www.eco.nihon-u.ac.jp/topics/8650/>